

業務再委託契約書（1-1）、1-2で避難先広域連合が市町村に委託）

△△県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と□□市（以下「乙」という。）は、○○県後期高齢者医療広域連合（以下「○○県広域連合」という。）から受託した健康診査業務について、甲と○○県広域連合が締結した平成○○年○○月○○日付け委託契約書（以下「原契約」という。）に従い、甲が乙に原契約に基づく委託業務の一部を再委託することについて、次のとおり合意し、再委託契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲は、原契約のうち、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は本契約の定めるところに従い、これを履行することを受託する。

- （1）○○県広域連合の被保険者に対して受診券を発行し、健康診査を実施すること。
- （2）健康診査の結果を受診者に通知すること。
- （3）健診実施機関に健診費用の支払いを行うこと。

（委託期間）

第2条 この契約の有効期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

（再委託）

第3条 乙は、委託業務のうち、健康診査の実施及び健康診査の結果の受診者への通知を、健診実施機関に再委託することができる。

（健康診査の内容）

第4条 健康診査の内容は、乙が甲から委託（補助）を受けて実施している甲の被保険者に対する健康診査の項目と同一とする。

（健診結果の送付）

第5条 乙は、健診実施機関から健康診査の結果の報告を受けた場合には、速やかに甲に送付するものとする。

（委託料）

第6条 甲は、委託業務に係る委託料を乙に支払うものとし、その単価については、乙が甲から委託（補助）を受けて実施している甲の被保険者に対する健康診査の単価に○○○円を加えた額とする。

（委託料の請求）

第7条 乙から甲に対する委託料の請求は、○○○○（支払いを証する書類、支出明細書等）を添付して行うものとする。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、乙から委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、乙の個人情報の取り扱いに係る条例等によるものとする。

(協 議)

第10条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 (甲)

△△県後期高齢者医療広域連合
△△県△△市△△△
広域連合長 △ △ △ △

受託者 (乙)

□□市
△△県□□市□□□
市長 □ □ □ □